

「事業契約書(案)」に関する事項

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
1	事業契約約款	目次				第8章 雑則	第76条の次条以降が第53条からなっていますが、第77条から読み替えてよろしいでしょうか。	事業契約書を修正します。
2	目次					事業契約約款	事業契約約款とありますが、表紙と平仄がとれていないと思われますので、修正いただけませんかでしょうか。	事業契約書(案)の各条項を指します。
3	前文	4				事業期間	ただし、約款の定めるところに従ってとありますが、約款とは何を指すのかご教示いただけませんかでしょうか。	事業契約書(案)の各条項を指します。
4	前文	6				契約保証金	ただし、～約款の定めるところに従うとありますが、約款とは何を指すのかご教示いただけませんかでしょうか。	事業契約書(案)の各条項を指します。
5	前文					循環型社会形成推進交付金	「～本事業に関して発注者が履践する循環型社会形成推進交付金が完了したものととして～」とありますが、あくまで「交付金の「内示」が得られたものとして～」との理解で宜しいでしょうか。	H21.3.31付でH21～H25年度に対する総基本額の内示を受けています。
6	1	前文				-	基づく文書に、H21年7月28日に公表された「実施方針」、H21年9月3日に公表された「実施方針に関する質問・意見等への回答」、H21年9月10日に公表された「要求水準書(素案)」に関する質問・意見等への回答が含まれていません。当該契約において、これらの文書は適用されないと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
7	2	第1章		第1条	(15)	更新	更新は設備劣化で使用上の問題を定義されていますが、電気製品等で見られる部品供給が困難の場合やVE等で同等以上で新しい製品・処理方法が開発された場合も含まれると考えます。合理的に設備等が使用に耐えられなくなった状態での破棄も考えられますので幅ひろい定義が必要かと考えます如何でしょうかお示しください。	ご質問の場合、要求水準書運営・維持管理業務編6.12機器更新及び6.14改良保全に該当すると考えます。
8	4	第1章		第1条	(37)	定義	「入札説明書等」の定義に、H21年7月28日に公表された「実施方針」、H21年9月3日に公表された「実施方針に関する質問・意見等への回答」、H21年9月10日に公表された「要求水準書(素案)」に関する質問・意見等への回答が含まれていません。当該契約において、これらの文書は適用されないと理解してよろしいですか。	お見込みのとおりです。
9	4	第1条	第1項	第42号		不可抗力	土地のかし及び埋蔵物の存在は含まれないとありますが、これらは不可抗力扱いではなく、市の帰責として整理されるとの理解でよろしいでしょうか。万一、事業者帰責として整理される場合は、過度なリスク移転と史料しますので、その理由をご教示いただけませんかでしょうか。	提示資料及び現地見学等にて合理的に判断できない範囲については、市のリスクとしますが、事業契約書(案)第5条第5項のとおりとします。
10	4	第1条		(37)		入札説明書等	公表後に当該資料に関して受け付けられた質問に関する市の回答(その後の修正含む)とありますが、本号にいう市の回答とは要求水準書(素案)に関する市の回答を含むものとして理解して宜しいでしょうか。	含まれません。
11	5	第2章		第2条	第2項	目的及び解釈	「入札説明書等」に含まれる各文書における優先順位を明示願います。	入札説明書等の各書類間に優先劣後関係はありません。
12	6	第5条	第2項			事業場所	「～原状有姿～」とありますが、「～現状有姿～」との理解で宜しいでしょうか。	「原状有姿」を意味します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
13	6	第5条	第5項			事業場所	「ただし、第15条の定めるところに従って市が増加費用を負担して対策を講じられている場合は、この限りではない。」とありますが、「この限りではない。」とは、「市は、当該損害、損失及び費用を負担しない。」との理解で宜しいでしょうか。その場合、市が対策を講じていても事業者に損害が生じる可能性も否定できないことから、対策の有無にかかわらず負担していただけないでしょうか。負担いただけない場合は、事業者に過度なリスク転嫁と思料しますので、その理由をご教示いただけませんかでしょうか。	第15条では、事業者が土地を適切に利用できるよう対策を講じることを前提とし、市が追加費用の負担をするという趣旨ですので、それ以上の市による追加負担はないものとしています。
14	6	第7条				交付金	「～、事業者は、当該交付金交付申請その他の関連手続に関し、市の要請に従い、関係書類の作成その他の事務を市のために代行するなど、～」とありますが、各種費用を見込んでおくためにも、「代行する」とは具体的にどういった業務を「代行する」のか具体的にご教示下さい。	費用対効果分析書の作成、当該交付金の各年度の出来高に関する内訳書の作成、様式作成及び説明支援等を考えています。
15	7	第2章		第9条	1	契約保証金	「契約保証金の全部又は一部を…かし担保責任の除斥期間が満了するまで留保することができる」とありますが、瑕疵担保責任は42条で明確に規定されているものであり、契約保証金は事業者に戻還されるべきものと思量致しますが如何でしょうか。施設整備期間を保証期間とする履行保証保険の付保との整合性を踏まえ御回答願います。	事業契約書(案)のとおりとします。
16	7	第9条	第2項	第1号		履行保証保険	運営・維持管理費に係る契約保証金に関して、履行保証保険での対応とする場合に、保険期間を1年として、毎年更新することで対応することは可能でしょうか。	毎年更新を可能とします。
17	8	第10条	第4項			設計業務	保管庫・検索システム等を整備し、市の要請する合理的な数を予め納入するものとしますが、見積に必要ですので、具体的な要請数提示いただけませんか。提示いただけない場合は、事業者の想定数が増加した際は、別途市が負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	パソコン上のソフトをインストールするあるいは、WEBサイト上で検索可能なシステムを想定しています。別途市が負担する予定はありません。なお、数量については別途協議します。
18	8	第3章		第10条	4	設計業務	要求水準書に基づき、市の要請に従い、設計図書及び完成図書を保管・管理するために必要な保管庫・検索システム等を整備し、市の要請する合理的な数を予め納入するとのことですが、入札の公平性を担保する観点から保管庫や検索システムについては事前に具体的な仕様や数量をご教示願います。	パソコン上のソフトをインストールするあるいは、WEBサイト上で検索可能なシステムを想定しています。別途市が負担する予定はありません。なお、数量については別途協議します。
19	8	第3章		第10条	第4項	設計業務	「保管庫・検索システム等」について、具体的な内容を明示願います。また、「市の要請する合理的な数」を明示願います。	パソコン上のソフトをインストールするあるいは、WEBサイト上で検索可能なシステムを想定しています。別途市が負担する予定はありません。なお、数量については別途協議します。
20	9	第3章		第13条	第2項	実施設計の完了検査	「市は、(中略)書面又は図面の受領後、当該判断に合理的に必要な日数内に(後略)」とありますが、次条(第14条)にて「事業者は、当該請求を受領した日から14日以内に」と具体的に規定されており、契約としての対等性に欠けると考えます。「合理的に必要な日数」を「14日以内」に修正願います。また、「14日以内に修正の求めが無かった場合は、市の確認を得たものとする。」を追加願います。	事業契約書(案)のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
21	9	第3章		第13条	2	実施設計の完了検査	市よりの書類、図面の修正の要請に関し、判断に合理的な日数内と記載ありますが、抽象的であり要請が遅れ事業者の工期に影響を与えることも考えられます。 "――当該判断に合理的に必要な"の後に "かつ事業者の工期に影響を及ぼさない"を追記いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
22	9	第3章		第13条	2	実施設計の完了検査	市よりの書類、図面の確認に関し、相当の期間内にと記載ありますが、抽象的であり、事業者は市よりの確認がなければ工事を開始できない事を鑑み、 "――相当の期間内"の後に "かつ事業者の工期に影響を及ぼさない範囲内"を追記いただきたくお願いいたします。	事業契約書(案)のとおりとします。
23	11	第16条	2			本件工事に伴う近隣対策	「合理的に要求される範囲において」…近隣対策を実施とされていますが、この場合「合理的に要求される範囲における「近隣」とは本件工事による騒音や振動等により悪影響が及ぼされる範囲と理解すれば宜しいでしょうか。	お見込みのとおりですが、必要な場合には騒音や振動が及ぶ範囲以外に対しても対策を講じることが必要な場合も想定されます。
24	11	第4章	第1節	第16条		近隣対策	近隣対策は、基本的には市の指定する周辺町会長様へ実施するものと考えてよろしいでしょうか。	町会長以外への近隣対策も必要です。
25	11	第4章	第1節	第15条	第4項	事前調査	事業者が行った事前調査(優先交渉権者決定後に実施)の結果、着工前に「客観的かつ合理的に推測できないもの」が発見され、これにより費用が増加することが明らかな場合も、本項が適用されると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
26	11	第4章	第1節	第15条	第4項	事前調査	「客観的かつ合理的に推察できないもの」には、本事業用地に埋められた廃棄物等の不法投棄物や建設撤去残留物等が含まれると理解してよろしいでしょうか。	含まれない場合もあります。
27	11	第4章	第1節	第16条	第1項	本工事に伴う近隣対策	近隣住民の範囲を明確化(規定)願います。 (例えば、敷地境界から100m以内など限定していただきたい。)	現時点では必要な範囲としますが、不合理に広い範囲への対策を要求するものではありません。
28	12	第4章	第2節	第18条	3	用地使用	本事業用地とは別に、市が指定する用地を仮設事務所、ヤードの用地として無償使用できるが、隣接地における市発注の事業との調整が必要です。工事の円滑な遂行のために第三者との調整は事業者が自ら行うことで解決できる調整内容と理解してよろしいでしょうか。御教示願います。	本項は事業者の調整義務を規定するものです。
29	12	第4章	第2節	第18条	3	本件工事の施工	本事業用地とは別に、市が指定する仮設事務所、ヤードの用地について具体的な場所、広さ、隣接地工事についてご教示願います。	必要に応じ今後市が検討します。
30	14	第23条	第1項			貸与備品の搬入	市が事業者に対して貸与する備品等とありますが、その詳細について具体的にご教示いただけませんかでしょうか。	事業実施段階で事業者と協議します。
31	14	第4章	第2節	第23条	1	貸与備品の搬入	貸与備品の搬入等が不可抗力により遅延した場合の費用発生については、別紙2の不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合に従って負担するのでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
32	14	第4章	第2節	第23条	第1項	貸与備品の搬入	「市が事業者に対して貸与する備品等」の内容について、具体的に明示願います。	事業実施段階で事業者と協議します。
33	14	第4章	第3節	第24条		工事監理者の設置	工事監理者は、要求水準書の規定に従うことを前提に、様式第6号「資格要件確認表(建設業務)」に記載した監理技術者証を有する者の氏名と異なる者でも良いと理解してよろしいですか。	市が承諾した場合、可能とします。
34	14	第26条	第1項	第1号		井水	作業用水を有償で提供するとありますが、見積に必要ですので、料金体系等についてご教示いただけませんか。提示いただけない場合は、事業者の想定金額より増加した際は、別途市が負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	井水については設備改造及びその電力を除き無償とします。事業契約書(案)を修正します。なお、上水については本市の規定に基づき使用量按分にて有償とします。
35	14	第26条	1	(1)		井水	作業用水としての井水は有償とありますが、m3あたりの単価としてどの程度を見積において考慮すれば宜しいでしょうか。	井水については設備改造及びその電力を除き無償とします。事業契約書(案)を修正します。なお、上水については本市の規定に基づき使用量按分にて有償とします。
36	14	第26条	1	(1)		井水	作業用水としての井水は有償とありますが、事業期間中の井水は無償(動力は事業者負担)と考えて宜しいでしょうか。	井水については設備改造及びその電力を除き無償とします。事業契約書(案)を修正します。なお、上水については本市の規定に基づき使用量按分にて有償とします。
37	16	第4章	第5節	第28条		試運転並びに予備性能試験及び性能試験	市が、供給する処理対象物について、供給開始が遅れたことにより、試運転費用増、遅延等の損害が発生した場合は、市の負担と理解してよろしいですか。	原則として費用増加については市は負担しません。遅延については第41条のとおりとします。
38	16	第4章	第5節	第28条		試運転並びに予備性能試験及び性能試験	市が、供給する処理対象物について、その質が粗悪である、または量が不足もしくは過大であることにより、試運転費用増、遅延等の損害が発生した場合は、市の負担と理解してよろしいですか。	原則として費用増加については市は負担しません。遅延については第41条のとおりとします。
39	16	第4章	第5節	第29条		事業者による完成検査等	第30条で、事業者の完成検査完了後に法令による完成検査を実施することになっており、法令による検査は、試運転前(設備稼働前)に受験することが必要な項目が多数あります。本項をそのまま理解すると、事業者による完成検査は、試運転前に実施するとなり、試運転結果は完成検査に含まれないものとなります。よろしいですか。	ごみの搬入前に必要となる許認可及び検査に関する項目は試運転前に行ってください。なお、契約書(案)を修正します。
40	16	第4章	第5節	第30条	第1項	法令による完成検査等	「完成検査等報告後速やかに、その日程を14日前に市に対して通知」とありますが、事業者の完成検査を条件とする日程的に、検査に1ヶ月以上を必要とすることになり非常に不合理です。下線部分の文言を削除願います。	法令で必要となる検査は都度実施することとし、事前に市に通知してください。ごみの搬入前に必要となる許認可及び検査に関する項目は試運転前に行ってください。なお、契約書(案)を修正します。
41	17	第4章	第5節	第31条	1	市による完成確認	事業者は、～略～試運転とは別に、機器、器具、什器備品等の取り扱いに関し、市に対し説明する。とありますが、ここで言う説明とは機材の数量や機能を説明し完成品が納入されていることを確認するとの理解でよろしいでしょうか。お示しください。	市の備品であるため、市の台帳に登録するための説明をお願いします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
42	17	第33条	第1項			事業実施計画書案の提出	事業契約書の案を運営・維持管理開始日の120日前までに市に提出し、確認を受けるものとありますが、同第47条には事業実施計画書を運営・維持管理開始日までに作成し、市の確認を得るものとあり、要求水準書Ⅱ-2.4.11には事業実施計画書を運営・維持管理業務開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けることとあります。つまりは、120日前までに案を提出し、運営開始日までに承諾を得るよう打合せ等を行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
43	18	第34条	第1項	第6号		建設業務完了手続	「第42条第5項」とありますが、「第43条第7項」との記載誤りとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)を修正します。
44	18	第34条	2			建設業務完了手続	「市は、建設業務完了証を交付したことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものはない。」とありますが、これは、事業者が負うべき責任については、建設業務完了証の交付をもって市に移転しないことを意味すると理解すれば宜しいでしょうか。	建設業務完了証の交付は第34条第1項各号に規定する業務が履行されたことの確認をもって交付するものです。
45	19	第4章	第6節	第37条	1	工期変更の場合の費用負	当該工期の変更が市議会の議決の遅れ等による場合は、貴市の責めに帰すべき事由と理解してよろしいでしょうか。	議決の遅れが市の手続きの瑕疵によるものである場合に限り、市のリスクとします。
46	20	第38条	第1項			第三者に対する損害	「ただし、当該損害が本件工事の施工に伴い通常避けることができない生活環境影響により生じたものでなく」という内容が理解できないため、もう少し分かりやすくご教示下さい。	事業者が無過失である場合を指します。
47	21	第41条	1			運営・維持管理開始の遅延	貴市責任で運営・維持管理開始が遅延した場合、運営・維持管理に係る想定サービス購入料は貴市負担額から除かれると記載がありますが、固定費に係る想定サービス料も貴市負担から除かれるのでしょうか。	サービス購入料のうち、逸失利益については市は負担しないという趣旨です。条文を整理します。
48	21	第41条	2			運営・維持管理開始の遅延	遅延損害金の支払い対象となる期間は、第60条第1項第2号の規定により、原則として60日間であり、それ以上の運営開始遅延は貴市による契約解除の対象になり得ると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	21	第41条	2項			運営・維持管理開始の遅延	事業者側に対してのみ遅延損害金の支払い義務が設定されている根拠についてご教示願います。	市帰責の場合は第1項の規定によります。
50	21	第41条	第2項			運営・維持管理開始の遅延	「市の責めに帰すべからず事由により～を負担するほか、」という文書における主語(負担者)は、「事業者」との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	21	第4章	第8節	第41条	第2項	運営・維持管理開始の遅延	前半の文に主語がありません。 「市の責めに帰すべからざる(中略)を負担する他、」について、「市の責めに帰すべからざる(中略)遅延した場合、事業者は、当該遅延に(後略)」と修正すべきと考えます。	事業契約書(案)のとおりとします。
52	22	第42条	第5項			請求及びその消長	「本条に基づく市の如何なる請求及びその消長も、前条に基づく市の如何なる請求も妨げない。」とありますが、「その消長」とは具体的に何を指しているのかご教示下さい。	請求により、その請求が実現されているかどうかを想定しています。
53	22	第4章	第9節	第42条	1	かし担保責任	「かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は、修補を請求することができない」とありますが、この判断は、市と事業者による協議の上で決定されるのでしょうか。	客観的に判断されます。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
54	22	第4章	第9節	第42条	5	かし担保責任	「本条に基づく市の如何なる請求及びその消長も、次条に基づく市の如何なる請求も妨げるものではない。」に読み替えてよろしいでしょうか。また、本条項は何に対して述べているのでしょうか。	本項の趣旨はお見込みのとおりです。本項は瑕疵担保責任の請求についての規定です。
55	22	第43条	2項			性能保証	「市の承認を得た時から[]年間」の[]に記載される数値、若しくはその決定方法をご教示願います。	事業終了時までの残年数を記入します。
56	22	第4章	第9節	第43条	2	性能保証	空白の[]は、どのくらいの期間を想定されていますか。	事業終了時までの残年数を記入します。
57	22	第4章	第9節	第43条	2	性能保証	性能保証事項を満たすことができない事態が生じた場合、「市の承認を得たときから[]年間、性能保証の期間を延長する。」の[]内の年数は、契約交渉の過程で市と事業者が協議のうえで決定するものと解釈して宜しいでしょうか。	事業終了時までの残年数を記入します。
58	23	第4章	第9節	第43条	3	性能保証	保障期間内に本施設が性能保証事項を満たすことが出来ない事態が生じた場合には、事業者は性能確認試験の実施及び報告をする事になっていますが、「この場合における本施設の通常運転に必要な費用は市の負担とする。」と記されています。この「通常運転に必要な費用」とはどのような費用を意味するかご教示願います。	性能試験を実施している間の通常運転中においても、サービスが満たされている限り予定されたサービス購入料を支払うという趣旨です。
59	22	第43条	第2項			性能保証期間	当該事態が補修され、市の承認を得たときから[]年間とありますが、何年間を想定されているかご教示いただけませんか。(想定期間によっては、事業期間終了後も相当期間保証を求められ、事業者に過度なリスク負担となるため質問しております。)	事業終了時までの残年数を記入します。
60	22	第43条	第2項			性能保証期間	「ただし、性能保証事項を満たすことができない事態が生じ、本条の定めるところに従って当該事態が補修され、市の承諾を得たときから[]年間、性能保証の期間を延長する。」とありますが、この性能保証の期間を延長するのは、補修をした箇所のみであって、正常な状態にある部分については、引渡しから10年間で性能保証期間であるとの理解で宜しいでしょうか。もし違う場合は、事業者に過度なリスク転嫁であると思料しますので、その理由をご教示下さい。	事業終了時までの残年数を記入します。
61	23	第43条	第4項			性能保証に係る損害賠償	「要求水準書(素案)「設計・建設編」への質問に対する回答No.119～123)において、「なお、市は性能保証を理由として性能未達による損害について賠償請求することはできません。保証の範囲は限定的であることにご留意下さい。」との回答をいただいています。一方、本条文においては、「～、市に生じた損害を賠償するものとし、～」とあります。基本的に、10年という性能保証は、施設・設備が正常に稼働することを保証することであり、10年という長期間において不具合が一切発生しないことはないと考えます。そのため、要求水準書の質問回答のとおり、市は性能未達による損害について賠償できない旨の条文に修正いただきたく、ご検討願います。	性能保証は、性能未達によって生じたほかの損害まで賠償請求するものではありません。事業契約書(案)のとおりとします。
62	23	第43条	第6項			請求及びその消長	「本条に基づく市の如何なる請求及びその消長も、前条に基づく市の如何なる請求も妨げない。」とありますが、「その消長」とは具体的に何を指しているのかご教示下さい。	請求により、その請求が実現されているかどうかを想定しています。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
63	23	第4章	第9節	第43条	6	性能保証	「本条に基づく市の如何なる請求及びその消長も、次条に基づく市の如何なる請求をも妨げるものではない。」に読み替えてよろしいでしょうか。また、本条項は何に対して述べているのでしょうか。	本項の趣旨はお見込みのとおりです。本項は瑕疵担保責任の請求についての規定です。
64	24	第5章	第1節	第44条	第3項	運営・維持管理業務	「本施設の全部又は一部の停止が市の責めに帰すべき場合は、この限りではない。」とは、「本施設の全部又は一部の停止が市の責めに帰すべき場合は、本施設の運転の停止に起因する市、事業者又は第三者の損害、費用、損失その他一切は、市により負担されると理解してよろしいですか。	運転停止が市の責に帰すべき場合、これと相当因果関係のある損害に限り、市が負担します。
65	24	第44条	第3項			第三者の損害	カッコ書きで(市が第三者との契約に基づき負担する処理対象物の受入義務の債務不履行に起因して生ずる損害を含む。)とありますが、ここで言う第三者、処理対象物、受入義務とは具体的に何を指すのか詳細をご教示いただけませんか。(事業者に転嫁される可能性のあるリスクの多寡を判断するため、質問しております。)	第三者とは、市民のほか、市と契約関係のある第三者全てを含みます。処理対象物とは、要求水準書設計建設編2.2に示すとおりです。受入義務とは、要求水準書維持管理編4に示すとおりです。
66	24	第44条	第3項			損害の負担	ただし、本施設の全部又は一部の停止が市の責めに帰すべき場合は、この限りではないとありますが、不可抗力や法令変更による場合も、当然に事業者負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、その旨明記(例えば事業者の責めに帰すべき場合以外の場合は、この限りではない、など)いただけませんか。	お見込みのとおりです。事業契約書(案)のとおりとします。
67	24	第45条	第1項	第2号		所有権の移転	排水については～方法によるとありますが、方法によるとは方法によって所有権が移転するとの意であるとの理解でよろしいでしょうか。	提案によってどの時点で所有権が移転するかが異なるために、このような規定となっています。
68	24	第45条	第1項	第3号		発酵残渣及び排水の買取方法	「なお、事業者は、当該買取金額を市の所定の方法により市に対して支払うものとする。」とありますが、これによりサービス購入料B、C-1、C-2と、当該買取金額は相殺されずに、当該買取金額を別途市に支払うとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合、市への支払い方法は、四半期に一度行うということで、例えば4月～6月までの買取金額を7月に市へ支払うとの理解で宜しいでしょうか。違う場合、具体的にご教示下さい。(資金収支を考慮すると、月次で買取金額を市に支払うことになると、SPCの収支が悪化することになると思慮いたします。)	有価物の売買代金の授受は四半期ごととします。サービス購入料と有価物の販売額は事業者が健全であれば相殺しないことを想定していますが、具体的な支払い方法については、別途指示します。
69	25	第45条	1	(4)		有効利用	「発酵残渣その他の固形生成物」のうち、その他固形生成物とはどのようなものを指すのでしょうか。また、本項では排水についてが明記されておりましたが、どう解釈すれば宜しいでしょうか。	前段：発酵残渣以外の固形生成物があった場合には、それを指します。後段：排水について提案がある場合でも、市の指示に従って報告してください。
70	25	第45条	第1項	第5号		発酵残渣、排水の運搬	「実施方針に関する質問・意見等への回答No.13.14」において、「排出物の運搬は、再委託とならないようにSPCが行ってください。」との回答がありました。SPCで運搬業務を行うと、搬入車輛の保有により固定資産税が課税され、事業費が上がりVFMの低下を招くと思慮いたします。そのため、当該業務をSPCから構成員または協力企業へ委託を行い、実施できるとの建付けにしていただけではないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
71	25	第45条	第1項	第5号		発酵残渣、排水の運搬	事業者が運搬する対象は、事業に伴って発生するものであることから、「一般廃棄物」ではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第4項に定義される「産業廃棄物」とであると理解して宜しいですか。	一般廃棄物です。
72	25	第45条	第1項	第5号		発酵残渣、排水の運搬	事業者が運搬する対象が産業廃棄物であるならば、排出者は市ではなく、事業者であると理解して宜しいですか。	運搬する対象は一般廃棄物です。
73	25	第5章	第1節	第45条	第1項(5)	有効利用	(iii)「発酵不適物については、事業者の費用負担で、」とありますが、発酵不適物の発生量については市のリスクと考えますので、当該項目を「市の費用負担」に変更いただけますでしょうか。	サービス購入料を支払うため、事業者の負担としています。事業契約書(案)のとおりとします。
74	25	第45条	1	(5)		(i) 発酵残渣	「発酵残渣その他・・・提案に基づく処分量を上回った場合には当該処分費用は事業者負担として市に処分費を支払わなければならない」とあります。その意味は、提案した有効利用量が確保された場合においても、発酵残渣の発生量が多い場合には、貴市の処分量が多くなり、P44【サービス購入量以外の金額項目】中の④処分費が増大します。その増加費用を事業者が貴市に支払わなければならないということでしょうか。	提案した有効利用が達成できない分の処分費を市に支払うという趣旨です。
75	25	第45条	1	(5)		(iii) 発酵不適物	発酵不適物の輸送費は事業者負担とし、寿焼却場での焼却費用については、貴市の負担と考えて宜しいでしょうか。 もし、有償の場合はいくらでしょうか。	お見込みのとおりです。本市の負担です。
76	24	第45条	第1項	第6号		発酵残渣及び排水の買取方法	「有効利用業務の内容等の見直しは、事業期間終了まで行われぬ。」とありますが、運営・維持管理業務の遂行過程における「取引先の変更」や「有効利用の形態(肥料として利用するか、燃料として利用するか、等)の変更」は、ここで示されるところの「内容等の見直し」に含まれず、実施可能(変更可能)であると理解して宜しいでしょうか。	「取引先の変更」や「有効利用の形態」の変更についても、「内容等の見直し」に含まれます。
77	24	第5章	第1節	第45条	第1項(6)	有効利用	事業者提案に基づく有効利用業務の内容等の見直しは、「本契約締結時に想定できなかった事態」にのみ協議の上、可能となっています。この想定できなかった事態には、社会情勢(経済情勢を含む)の変化等により、事業者の販売価格、販売量を見直さざるを得なくなった場合も含まれると理解してよろしいですか。 含まれない場合、有効利用については、物価変動リスクを含め15年間の全てのリスクを事業者が負担することになり事業契約上問題があると考えます。	社会情勢が著しく変化した場合には協議に応じます。
78	25	第45条	2			有効利用	「事業者提案に基づく有効利用業務の内容等の見直しは、事業期間終了まで行われぬ。」とありますが、ここでの「内容等」とは何を指すのかご教示下さい。	第45条第1項3号に示す内容の変更を言います。
79	25	第45条	2			有効利用	「事業者提案に基づく有効利用業務の内容等の見直しは、事業期間終了まで行われぬ。」とありますが、事業期間中、最適な有効利用先を確保すべく努力するために3年ないし5年に1度の見直しを認めて頂きたいと考えます。	事業契約書(案)のとおりとします。
80	25	第45条	第2項			インセンティブ及びペナルティの受領、支払い方法	インセンティブ及びペナルティに関しては、四半期に一度市から受領又は、市へ支払いを行うということで、例えば4月～6月までのインセンティブ及びペナルティを7月に市から受領又は、市へ支払うということで宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
81	26	第47条	第1項			事業実施計画書	事業実施計画書を運営・維持管理開始日までに作成し、市の確認を得るものとするがありますが、同第33条には事業契約書の案を運営・維持管理開始日の120日前までに市に提出し、確認を受けるものとするあり、要求水準書Ⅱ-2.4.11には事業実施計画書を運営・維持管理業務開始前に本市に提出し、本市の承諾を受けることとあります。つまりは、120日前までに案を提出し、運営開始日までに承諾を得よう打合せ等を行えばよいとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
82	26	第5章	第1節	第48条	第3項	運営・維持管理業務の遂行体制	市が、特定の運営・維持管理業務従事職員を不適当と判断した場合は、一方的に、その交代を事業者へ求めて、事業者はこれに従う規定となっておりますが、契約の対等性から適切ではないと考えます。市と事業者が協議を行い、協議が整った場合に交代する内容に変更願います。	事業契約書(案)のとおりとします。市は不合理に不適当と判断することはありません。
83	27	第51条	第2項			非常時又は緊急時の対応等	それ以外の場合は、～事業者が負担するとありますが、不可抗力や法令変更による場合も、当然に事業者負担とはならないとの理解でよろしいでしょうか。その場合、その旨明記(例えば事業者の責めに帰すべき場合は、事業者が負担する、など)いただけませんか。	不可抗力の場合には、事業契約書(案)第62条の規定に従います。
84	27	第52条				運営・維持管理業務の報告	「運営・維持管理業務実施報告書」と事業契約書別紙5.2.(2).ア(7)における業務日報等の関係性をご教示下さい。また、業務日報(毎日)は、現地施設で常に閲覧できる状態にしておけばよく、提出は不要との理解で宜しいでしょうか。	運営・維持管理報告書は毎月の月報、四半期業務報告書及び当該年度の年間業務報告書を提出してください。業務日報は毎日作成する書類です。日報は現地施設で常に閲覧できる状態とし、月報に取りまとめて添付してください。提出方法等については別途指示に従ってください。
85	27	第53条	1			モニタリングの実施	貴市責任・費用負担でモニタリングを実施すると記載がありますが、別紙5 P.54にはモニタリングに係る費用は原則全額を事業者が負担するとあります。どちらが正でしょうか。	事業者がモニタリングを受けることに際して発生する費用は、事業者が負担してください。モニタリングを施行する費用は市が負担します。
86	27	第5章	第2節	第54条	1	損害の発生 の 処 置	「損害等の発生又は拡大を防止するために必要な合理的な措置を講じた上で、その旨を市に対して直ちに通知し、市の指示に従う。」とのことですが、要求水準書Ⅱ-7 2.4.9(5)では通知の前に報告が規定されていますが、必要な合理的な措置に報告も含まれるとの理解でしょうかご教示願います。	お見込みのとおりです。
87	27	第5章	第2節	第54条	第1項	損害の発生	損害が発生、若しくは恐れを認識した場合は、事業者は、市の指示に従うものとされていますが、市の指示に従ったことに伴い発生した損害は、市の負担と理解して宜しいですか。	市の指示が不適切であり、指示に従ったことに伴い費用が発生した場合に限り、市の負担となります。
88	28	第5章	第2節	第54条	第2項	損害の発生	「自己又は運営・維持管理業務従事者をして、別紙1第2項にその概要が記載される保険に加入し又は加入させる」とありますが、別紙1第2の冒頭の「事業者は、(中略)事業者の費用負担において付保する」と、矛盾します。別紙1の記載を修正願います。	原則として事業者による付保としていますが、事業者が付保するものと同等の効果がある場合の提案も認めています。
89	28	第5章	第2節	第54条	第2項	損害の発生	「運営・維持管理業務従事者」とは、第1条(定義)の「運営・維持管理企業」と同値の文言ですか。同値でない場合は、「運営・維持管理業務従事者」の定義を明示願います。	運営・維持管理従事者とは、運営・維持管理企業及び運営・維持管理に携わる全ての者を指します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
90	29	第6章		第57条	第1項	サービス購入料の減額	市は、業務担当企業の変更を請求することができるとありますが、第46条の「事業者は、運営・維持管理業務を運営・維持管理企業に委託し又は請負わせるものとし、運営・維持管理企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し又は請負わせてはならない。」と大きく矛盾する他、運営維持管理企業の名称は、本契約書の第1条(定義)に明確に記載されるようになっていきます。 本内容部分の削除を御願致します。	事業契約書(案)のとおりとします。
91	29	第7章		第58条	2	契約期間	本事業期間終了後における運営・維持管理に関し、運営・維持管理開始日から10年後の応当日以降において協議するとありますが、協議の焦点は事業者が本事業期間終了後も運営・維持管理を継続するか否かということでしょうか。	お見込みのとおりですが、それに限られません。
92	29	第58条	第3項			協議が整わない場合	協議が整わない場合の規定が記載されていますが、協議が整った場合はどのように対応するのかご教示いただけませんか。(協議が整った場合は、業務引継ぎは行わず、継続して事業者が業務を行うのでしょうか。)	協議が整った場合には、協議内容に従ってください。
93	29	第59条				市の事由による解除	「～、本契約の全部(一部は不可。ただし、市による完成確認が完了している部分は除く。以下同じ。)を解除することができる。」とありますが、市の事由による解除は、施設引渡し前に発生することも想定されます。そのため、施設引渡し前においては、第27条に規定する「出来高検査」に合格している部分を除くとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
94	31	第7章		第62条	3.4	法令の変更及び不可抗力	「本契約の全部又は一部を解除することができる」とありますが、協議が調わないと判断された日、あるいは市の損害又は費用の負担が過大になると判断された日までのサービス購入料の支払いはされるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
95	31	第63条	2			特別措置等によるサービス購入料の減額	事業者の税の軽減を目的とする措置が生じ、かつ市と事業者と協議が整った場合に、サービス購入料を減額するとの記載がありますが、別紙6 P.56の規定にて事業者の利益に関する税制変更による負担増を貴市が負担しないと記載がありますので、負担減に対してもサービス購入料の減額対象外として頂けないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
96	31	第7章		第63条		特別措置等によるサービス購入料の減額	減額のみが記載されています。 契約の対等性が損なわれるため、減額若しくは増額と修正願います。	事業契約書(案)のとおりとします。なお、法令変更による費用負担については、事業契約書(案)第62条によります。
97	31	第64条	第1項	第1号		引渡日前の解除の効力	「～市は、事業者の費用負担において、市による完成確認が未了の本施設を検査したうえで、～引渡しを受けること若しくは施設整備に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。」とありますが、「できるものとする。」とあるため、検査に合格した部分を買収しない場合があるとの理解ですが、その場合は、第64条第2項に規定する「本事業用地の更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的である」場合に限るとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
98	33	第65条	第4項	第2号		損害賠償額	同項(3)で、市は事業者が運営・維持管理業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとするとの記載がありますが、当該(2)ではその記載がありません。当該費用については、記載の損害賠償額に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	第66条第4項を参照ください。不可抗力による解除の場合には損害賠償はできません。
99	33	第7章		第65条	4	(2)引渡日後の解除の効力	第66条第4項に定めるところの損害賠償額の総額には、本条第3項に規定される「市又は当該第三者が運営・維持管理業務を引き継ぐために必要な一切の行為」に係る費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
100	34	第66条	1	(1)		損害賠償	本条項における施設整備費とは、契約した施設整備費全体額との解釈でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
101	34	第66条	第1項	第1号		損害賠償	「施設整備費から割賦金利相当額を控除した額～」とありますが、「割賦金利相当額」の定義をご教示下さい。	本事業では割賦金利は想定していませんので、削除予定です。
102	34	第66条	1	(2)		損害賠償	運営・維持管理費の100分の10に相当する額と記載がありますが、これは事業期間全体の運営・維持管理費の100分の10でしょうか、それとも残余年数の運営・維持管理費の100分の10でしょうか。前者の場合、入札説明書P.19 8(2)にある履行保証保険の契約は、運営・維持管理業務に係るサービス購入料B、C-1、C-2の年間相当額ではなく、事業期間全体額に付保するという解釈でよろしいでしょうか。	年間の10%とします。
103	34	第66条	1			損害賠償	市に発生した損害の多寡に拘らず一律の違約金を徴収することと規定されておりますが、一方市が被った損害額が違約金額を超過する場合超過額を事業者に請求できるとするのはバランスに失ずると思われまので、協議して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
104	34	第7章		第66条	1	損害賠償	「運営・維持管理費の100分の10に相当する額」とありますが、第9条の規定に記載のありますように、「運営・維持管理費の年間額の100分の10に相当する金額」と理解して宜しいでしょうか。	年間の10%とします。
105	34	第66条	1項	(2)		損害賠償	引渡日以降に事業契約が解除された場合の損害賠償金の算定基準となる「運営・維持管理費」については15年間の総額であり、運営・維持管理期間中不変という解釈となるのかご教示願います。	年間の10%とします。
106	34	第66条	第1項	第2号		損害賠償	運営・維持管理費の100分の10に相当する額とありますが、第9条第1項(1)と同様に、運営・維持管理費の年間額の100分の10に相当する額の誤りであるとの理解でよろしいでしょうか。誤りでない場合は、過度なリスク転嫁と料思いますので、その理由をご教示いただけませんか。	年間の10%とします。
107	34	第66条					本契約に基づき事業者が負担するリスクの範囲が広範かつ多岐にわたるため、本契約に基づき事業者が負担する損害賠償に一定の限度額を設けるとともに、特別損害については賠償範囲から排除するようご協議して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
108	34	第7章		第68条	2	関係書類の引渡し後の使用	提出を受けた図書等について、市は本施設の運営・維持管理のために、無償で自由に使用することができるのですが、事業者が著作権等の侵害を防止することを明示した図書についての取り扱いについてご教示願います。 また、本施設の運営・維持管理以外への利用は、事業者の要請により制限できると解釈してよろしいでしょうか。	情報の管理については、法令に従った扱いがなされます。公開すれば事業者の競争上の地位を害する情報については、公開にあたり事業者の意見を聞きます。
109	35	第72条				金融機関等との協議	市が金融機関等と協議を行い、協定を締結するにあたっては事前に事業者と協議していただけると理解すれば宜しいでしょうか。	金融機関との協議の規定です。これに関し、事業者と協議する予定はありません。
110	35	第74条	第1項			秘密保持	市及び事業者は、～第三者に漏らし、～使用してはならないとありますが、弁護士、会計士等の関係者には、当然に開示しても良いとの理解でよろしいでしょうか。その場合、例示の修正をお願いいたします。(基本協定書第11条第3項の例示と、平仄をとっていただきたくお願いいたします。)	自己の代理人とみなされる場合には秘密保持義務を負いません。その場合、代理人と秘密保持義務を含んだ契約をしてください。
111	36	第75条	1	2		著作権等	「設計図書を利用すること。」とありますが、本施設の運営・維持管理のために設計図書を利用すると理解すれば宜しいでしょうか。	運営・維持管理及び事業実施のため必要な市の手続きに要する図書については市が自由に扱います。それ以外の利用については事業者の意見を聞きます。
112	36	第8章		第75条		著作権の無償許諾	本事業期間中及び本事業終了後も市は設計図書を無償許諾する権利を有し利用できることについて、使用する場合は事業者への通知が必要と考えますが如何でしょうかお示ください。	運営・維持管理及び事業実施のため必要な市の手続きに要する図書については市が自由に扱います。それ以外の利用については事業者の意見を聞きます。
113	37	第8章		第80条		事業者の兼業禁止	「市の事前の承諾」の事前とは、規定された業務以外の業務を開始する事前と理解してよろしいですか？	お見込みのとおりです。
114	37	第8章		第81条		遅延利息	事業者から市への支払が遅延した場合にのみ、遅延利息支払いの規定とされています。 市から事業者への支払が遅延した場合も、同様に遅延利息支払いの規定を記載願います。	事業契約書(案)のとおりとします。
115	37	第8章		第82条		要求水準書の変更	要求水準の変更に伴う、事業者への支払金額の変更の結果、事業者が損害を被る場合、若しくは被害を被ることが予想される場合は、事業者は要求水準の変更を拒否できる、又は、「市の事由による契約解除」(損害を市が補償)できるとの条文を追記願います。	事業契約書(案)のとおりとします。
116	37	第82条	2	4		要求水準書の変更	確定的な変更内容を事業者に通知するにあたっては、その通知内容について、事業者と協議がなされると理解すれば宜しいでしょうか。	市が判断します。
117	38	第8章		第84条		疑義に関する協議	本契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度協議となっておりますが、質問書等で解釈が示されている場合は、その限りでは無いと理解してよろしいですか。(契約書の解釈が、長期の契約期間の中で変化することは無いと理解して宜しいですか。)	お見込みのとおりです。ただし、質問回答等で明確にされていないものについては、今後の協議の中で決定していきます。
118	39	別紙1	2			普通火災保険	火災保険の付保が義務付けられていますが、BTO案件の場合所有者である市以外が契約者となることはできないと史料され、また入札説明書20ページで市が付保を想定されておられるにもかかわらず、事業者に付保を義務付けている理由について、ご教示いただけませんか。	事業者帰責による火災に備えるものです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
119	39	別紙1	2			普通火災保険	火災保険の付保が義務付けられていますが、付保にあたっては市も被保険者の必要があると理解して宜しいでしょうか。また、保険金請求に当たっては所有者の承認が必要である為、市は必要書類への押印に応じて頂けることと理解して宜しいですか。	被保険者に事業者、市を含めて付保してください。市は必要に応じ、付保に関する協力を行います。
120	39	別紙1				事業者等が付保する保険	前文に「事業者の費用負担において付保する」とありますが、第17条、第54条第2項には、「自己又は建設企業をして付保」「自己又は運営・維持管理業務従事者をして付保」とされており矛盾します。下線部分を修正願います。	原則として事業者による付保としていますが、事業者が付保するものと同等の効果がある場合の提案も認めています。
121	41	別紙3	第2条			通知義務	「市は、本保証の差入日以降において本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合…」とは、具体的にどのような事象を想定されているのかご教示願います。	契約変更等により本件事業契約又は主債務の内容が変更された場合を想定しています。
122	41	別紙3				保証人	事業者と連帯して保証することを求めています。建設企業が複数の場合は複数の保証人が押印するとの理解でしょうか、それとも代表者が押印するとの理解でしょうかご教示願います。	建設を担当する者全員のものとしてください。
123	43	別紙4	1			サービス購入料	提案にあたって、下水処理の単価が明示されていますが、井水の使用料金の単価等についても、明示いただけませんか。(第26条で有償との記載があるものの、単価の記載がないため、質問しております。)	井水については設備改造、点検、保守及びその電力を除き費用はかかりません。事業契約書(案)を修正します。
124	43	別紙4	1			サービス購入料	残渣等の運搬費及び排水の処分費は、サービス購入料のどこに計上すれば宜しいでしょうか。(未利用の残渣の処分費は市が負担するので、サービス購入料に含めないものとの理解です。)	固定費とするか、変動費とするかについては提案に委ねます。
125	43	別紙4	1	①	B	サービス購入料 ①市とのユーティリティ基本額按分額	「市とのユーティリティ基本額按分額(水道、電気、下水料金)」について、計算方法を御教示願います。	基本料金部分を使用量に応じて按分します。
126	43	別紙4	1			サービス購入料	①固定費Bに・市とのユーティリティ基本額按分額(水道、電気、下水料金)とありますが、これは水道、電気、下水の基本料金と考えればよろしいでしょうか。その場合、各々の料金体系及び貴市との按分方法を教示願います。	基本料金部分を使用量に応じて按分します。
127	43	別紙4	1			サービス購入料	①固定費Bの・修繕費は毎年度一定額とするがありますが、これは15年間に想定される修繕費用の合計を提案させていただき、当該期間の修繕内容の如何に係わらず各四半期に15年総額の1/60に相当する額が支払われるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
128	43	別紙4	1			サービス購入料B	「市とのユーティリティ基本額按分額(水道、電気、下水料金)」とありますが、市と事業者の按分方法をご教示下さい。(基本料金を固定費按分、重量料金を変動費としてサービス購入料Cとして受領する等、具体的にご教示下さい。)	基本料金部分を使用量に応じて按分します。
129	43	別紙4				ユーティリティ基本額按分額	水道・電気・下水道料金の基本料金の按分方法を各々ご教示下さい。	基本料金部分を使用量に応じて按分します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
130	43	別紙4	1			サービス購入料の構成	修繕費について毎年一定額とするとの記載がありますが、各設備・各機器ごとに修繕の頻度や経過年数による修繕項目が異なるため、実際に発生する修繕費は各事業年度によって変動すると思われれます。提案書に記載する当該費用は事業期間全体の平均値とし、また、貴市から支払われる対価も毎年定額と解釈すればよろしいでしょうか。その場合、各事業年度ごとの修繕費変動については、事業者が積立金等で対処するものと解釈すればよろしいでしょうか。	市からの修繕に要する支出は一定としますが、実際の修繕実施については提案に委ねます。提案どおりに行われているかについてはモニタリングにて判断します。
131	43	別紙4	1			サービス購入料の構成	費用項目C-1、C-2に係る人件費について、固定費用と考え、費用項目Bに係る人件費にて計上し、C-1、C-2には計上しない提案は可能でしょうか。不可の場合、変動費に計上する基本的な考え方を教えてください。	固定費とするか、変動費とするかについては提案に委ねます。
132	43	別紙4	1			サービス購入料の構成	費用項目C-1、C-2に人件費が含まれますが、人件費は処理量等により変動しないため全て固定費扱いと変更願います。	固定費とするか、変動費とするかについては提案に委ねます。
133	43	別紙4	1項			サービス購入料の構成	「市とのユーティリティ基本按分額」の算出基準を教えてください。	基本料金部分を使用量に応じて按分します。
134	44	—	—	—	別紙4	サービス購入料の構成	サービス購入料Aについて物価変動の考えが記載されておりませんが、設計・建設業務の対価についても物価変動の条件をご検討頂きたく、また、ご記載頂きたくお願い申し上げます。	サービス購入料Aについては変動を見込んでいません。
135	43	別紙4	1			サービス購入料費用項目	下水処理単価に変動があった場合、精算行為は発生するのでしょうか。	事業契約書(案)別紙4 5の文末に示すとおり、ユーティリティについては四半期ごとに単価を反映します。
136	43	別紙4	1			サービス購入料	②変動費C-1及びC-2に記載のユーティリティ中の水道に関する費用につきまして、用水には上水、地下水、下水道処理水の3種が示されておりますが、各々の使用単価を教えてください。	上水は218円/m ³ (実績値)、下水は105円/m ³ です。地下水は費用はかかりません。詳しくは市のホームページを確認ください。
137	43	別紙4	1	②	C-1	その他	「その他」とはインセンティブ及びペナルティを指すのでしょうか。又は他に想定される費用項目が有れば御教示願います。	その他の必要項目がある場合に限り提案を求めています。
138	43	別紙4	1	②	C-2	その他	「その他」として想定される費用項目が有れば御教示願います。	その他の必要項目がある場合に限り提案を求めています。
139	43	別紙4	5			ユーティリティ単価	「ユーティリティ単価については四半期ごとに市に通知する。」「①イ及び②イのユーティリティ単価は、当該四半期平均単価に従って変動する。」とありますが、当該四半期が終わった段階で、その3か月分の単価の平均値×実績水光熱費量をかけた分がサービス購入料B及びC-1・C-2として支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
140	43	別紙4				※	下水処理単価は、105円/m ³ (H22.4.1現在)として提案することとありますが、運営期間中の事業者が市に支払う単価も同額と考えて宜しいでしょうか。	下水処理単価は変動しますので、事業契約書(案)別紙4 5の文末に示すとおり、ユーティリティについては四半期ごとに単価を反映します。
141	45	別紙4	2	ア		処理に対する変動費の扱い	A: 受入生ごみ量とは、計量機で測定する搬入ごみ全量、との理解でよろしいでしょうか。	本施設に受け入れたごみを全て処理した場合はお見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
142	45	別紙4	2	②	ア	運営・維持管理に係るサービス購入料計算方法	処理に対する変動費の基準として、受入ごみ量から不適物を除いた量とされています。 受入設備は、不適物の発生量に関係なく受入全量に対して稼働します。 また、実施方針のリスク分担では、搬入物の質に関するリスクは市となっていることから、受入全量に提案単価を乗じることが適切と考えます。	事業契約書(案)のとおりとします。
143	45	別紙4	2	イ		発生ガスに対するペナルティ	「受け入れ生ごみの性状が計画値と大幅に異なっている…」との記載がありますが、「大幅な」という曖昧な表現ではなく、例えば「計画値の±10%を超える場合」など、具体的に数値を明記してください。	要求水準書に記載のとおりです。
144	45	別紙4	2	イ		発生ガスに対するペナルティ	運転開始後、計画ガス量以上のバイオガスが得られた場合には、特にペナルティを課せられることなく、余剰ガス燃焼装置で処理を行う、との理解でよろしいでしょうか。	ご質問の場合、ペナルティはありませんが、有効利用できない場合にはインセンティブもありません。
145	45	別紙4	2	②	イ	発生ガスに対するペナルティ	「交付金相当発生ガス量150m ³ /t」は、「メタン濃度50%のガスが150m ³ /t」との理解でよろしいですか。また、「D:実際の発生ガス量」がメタン濃度60%だった場合、Dは、50%に換算したガス量として計算されますか。	お見込みのとおりです。
146	45	別紙4	2	イ		発生ガスに対するペナルティ	「ただし、受け入れ生ごみの性状が計画値と大幅に異なっている」とありますが、「大幅」という判断基準が極めて曖昧ですので判断基準につき協議して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。判断基準については、事業者の提案に基づき、協議とします。
147	45	別紙4	2項	イ		運営・維持管理に係るサービス購入料計算方法	「受入生ごみの性状が計画値と大幅に異なっていることを…」における大幅の判断基準をご教示願います。	要求水準書に記載のとおりです。判断基準については、事業者の提案に基づき、協議とします。
148	45	別紙4				サービス購入料計算方法	インセンティブ・ペナルティを算出するための運転データは四半期ごとの積算値を使用するという理解で宜しいでしょうか。	毎月の月報の当該期間の合計値とします。
149	45	別紙4				サービス購入料計算方法	下水道への放流量については、搬入生ごみに含有される窒素量により影響されると考えます。 事業者が提案において想定する窒素濃度より実際の窒素濃度が高く、下水道放流量が増加した場合には、その下水道放流料金は事業者の負担になるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
150	46	別紙4	2	②	エ	発電に対するインセンティブ	計算式中の「÷2」の意味についてご教示下さい。	市と事業者で1/2づつ按分するということです。
151	46	別紙4	2	エ		発電に対するインセンティブ	発電に対するインセンティブの式では、b-aに電力単価をかけた金額が事業者収入と理解します。aは提案逆潮流電力量ですが、例えば高効率な発電装置の導入により発電量が多くなる提案を行った場合、b-aがほとんどゼロに近くなりますが、暑ごみ焼却施設へ送る電力は多くなり、市のメリットは増大します。この市に対するメリットの増大について、「落札者決定基準」の表8-2に関する内容以外に、どのように評価をしていただけるのでしょうか。	落札者決定基準に基づいて評価され、それ以外の評価はありません。
152	46	別紙4	2	エ		a: 発生ガス150Nm ³ 当たり	この150Nm ³ とは、メタンガス濃度50%換算との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
153	46	別紙4	2	②	オ	販売ガス量及び逆潮電力量に対するペナルティ	ごみton当りの逆潮電流は季節により変化すると思われませんが、年間平均とのことでしょうか。あるいは最低値を提示するとのことでしょうか。	どの値を提案するかは事業者の提案に委ねます。
154	47	別紙4	2		オ	販売ガス量及び逆潮電力量に対するペナルティ	「ただし、受け入れ生ごみの性状が計画値と大幅に異なっている」とありますが、「大幅」という判断基準が極めて曖昧ですので判断基準につき協議して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。判断基準については、事業者の提案に基づき、協議とします。
155	47	別紙4	3			ガス以外の有効利用に対する利益及びペナルティ	発酵残渣の利用先が、需要の影響で受入量を削減、または倒産等により計画より処分量が増えた場合は、事業者側のペナルティとならないとの理解でよろしいでしょうか。	提案した有効利用が達成できない分の処分費は市に支払いを求めます。なお、社会情勢の著しい変化がある場合には協議に応じます。
156	47	別紙4	3			ガス以外の有効利用に対する利益及びペナルティ	「発酵残渣について市の処分費が事業者の提案を上回った場合」とありますが、事業者の買い取り量は第45条1項第3号により規定できますが、発酵残渣、排水その他の排出物そのものは一定量でないため、貴市の費用負担により処分すべき量は変動します。計算式H-Iの定義のように、有効利用量が事業者の提案を下回った場合とすべきではないでしょうか。	提案された有効利用量から実際の有効利用量を引いた差分について事業者負担とします。事業契約書(案)を修正します。
157	47	別紙4	3			ガス以外の有効利用に対する利益及びペナルティ	発酵残渣の有効利用について、ペナルティ内容を勘案すると、実際の有効利用量が提案を下回っても、提案の有効利用量と単価を乗じた金額を、事業者が市に支払うと理解してよろしいですか。	提案された有効利用量から実際の有効利用量を引いた差分について事業者負担とします。事業契約書(案)を修正します。
158	47	別紙4	3			ガス以外の有効利用に対する利益及びペナルティ	排水の有効利用について、ペナルティ内容を勘案すると、実際の有効利用を下回った場合、それに応じて下水放流量が増加するので、放流量に従って下水道料金を支払えば別途のペナルティは発生しないと理解してよろしいですか。	ペナルティとして実費分を負担してください。
159	47	別紙4	3			ガス以外の有効利用に対する利益及びペナルティ	ガス及び電力についてはペナルティと同時にインセンティブも設けられております。このこととの均衡から、資源化物につきましてもペナルティだけではなくインセンティブも設けていただきますようお願い致します。	事業契約書(案)のとおりとします。
160	48	別紙4	4			初期投資に係る内訳	交付対象費用および交付金対象外費用として提案者が計上する金額内訳は、落札者決定基準における価格点および内容点の評価外と解釈してよろしいでしょうか。また、提案した内訳金額と契約後に関係官庁により決定された交付対象額との差異については提案者に責任がないと解釈してよろしいでしょうか。	前段：交付金対象内外、建設費及び運営維持管理費のバランスについては落札者決定基準 I-Iにて評価します。 後段：提案書の交付金内外額をベースに実施設計時点でいただく内訳書において詳細の内容いただきます。その内訳書基に関係官庁との交付金に係る協議及び申請を行うため責任はないものではありません。
161	48	別紙4	4			初期投資に係る内訳	メタン発酵槽から発生したガスから二酸化炭素等の不純物を除去するなどしてガスを増熱するガス精製装置や精製したガスを貯留するガスホルダーの費用は交付金対象として記載されているバイオガス有効利用設備として計上してよろしいでしょうか。	対象外として計上してください。
162	48	別紙4	4			初期投資	設計・建設期間のSPC運営費は、初期投資としてサービス購入料Aに含まれるとの理解でよろしいでしょうか。その場合、当該費用の交付金対象・対象外についても御教示願います。	当該費用はサービス購入料Bに計上してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
163	49	4	5			物価変動の考え方	現状の改定方法は、改定計算時の前年度の指数を前々年度の指数を割ることで計算していますが、初回の改定は、平成26年度のサービス購入料から始まるため、現状の立て付けの場合、平成24年度と平成25年度の指数を比較することになることから、建設期間中の運営・維持管理費の物価変動リスクを事業者が負っていることになっています。そのため、初回の物価改定の指数計算は、提案時初年度の指数(平成23年度)と、改定計算時の前年度の指数を比較することとしていただけないでしょうか。もし現状のままの建付けとする場合は、その理由をご教示下さい。	事業契約書(案)のとおりとします。建設期間中の物価変動は建設費及び運営費ともに勘案しません。
164	49	別紙4	5			物価変動の考え方	サービス購入料Aについての定めがありません。他案件と比べると過度に事業者にリスク転嫁(或いは過度にコンティンジェンシーを見込むことでかえってVfMを低下させてしまう)されていると思料しますが、サービス購入料Aについても他の公共工事と同様、全体スライド、単品スライド、急激なインフレ・デフレの改定を認めていただけませんか。認めていただけない場合、その理由をご教示いただけませんか。(実施方針の質問回答No.161で「入札説明書等で記載いたします」とあり、当該記載がないため、質問しております。)	建設費については物価変動を見込んでいません。
165	49	別紙4	5			物価変動の考え方	サービス購入料Bには「ウ 修繕費」が含まれていますが、その改定率が「国内企業物価指数/総平均」となっています。修繕費は性質上建設工事と同様のものと思料しますので、国土交通省の建設物価指数や、建設物価調査会の建築費指数を採用いただけませんか。採用いただけない場合は、その理由をご教示いただけませんか。	事業契約書(案)のとおりとします。ユーティリティ費以外については、全項目に対して的確な指標を採用することが困難と考えるためです。また、建設物価指数や建築費指数と修繕費の物価変動とは内容が同等とは考えにくいからです。
166	49	別紙4	5			物価変動の考え方	人件費に物価変動が適用されていますが、当該費目は物価変動にともない変動しません。従事者の頻繁な交代を避けるために、物価変動の対象外とするべきと考えます。	事業契約書(案)のとおりとします。
167	49	別紙4	5			物価変動の考え方	物価変動に伴う改定について、水道、電気、ガス、下水道料金といった公共料金については、其々の料金改定に連動することが正確と考えます。変更を御願います。	事業契約書(案)別紙4-5の文末に示しとおり、ユーティリティについては四半期ごとに単価を反映します。
168	49	別紙4	5			物価変動の考え方	物価変動に伴う改定について、固定費の全ての費目について国内企業物価指数の総平均を採用することは、急激な物価変動等(石油の急激な高騰等)による費目別の変動を正確に反映できません。費目毎に、個別の指数設定を御願います。	事業契約書(案)のとおりとします。ユーティリティ費以外については、全項目に対しそれぞれの確な指標を採用することが困難と考えるためです。
169	49	別紙4	5			物価変動の考え方	物価変動に伴う改定について、変動費の全ての費目について企業向けサービス価格指数/産業廃棄物処理を採用することは、急激な物価変動等(石油の急激な高騰等)による費目別の変動を正確に反映できません。費目毎に、個別の指数設定を御願います。	事業契約書(案)のとおりとします。ユーティリティ費以外については、全項目に対しそれぞれの確な指標を採用することが困難と考えるためです。
170	50	別紙4	5			物価変動の考え方(案)	ガス会社へのガス販売を提案する場合、熱量調整用プロパンガスについては、ユーティリティ単価としてSPCが購入した前四半期の平均単価を次の四半期に採用するという解釈でよろしいでしょうか。	事業者によるガス会社へのガス販売は認めません。ただし、熱量調整用プロパンガスについての単価は、市にて検討し第2回質問回答時にお示しします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
171	50	別紙4	5			物価変動の考え方	「表 物価変動に採用する改定率」中にサービス購入料Cでは②のイを除くとあります。②のイの内水道、電気、ガス、下水料金の4項目については料金の变化を貴市及び事業者が共通認識を有することは容易と判断しますが、薬品費はどのような基準で物価変動を反映するように御考えでしょうか。	薬品については、国内企業物価指数「化学製品」で物価変動することとして修正したいと考えます。
172	50	別紙4	5			物価変動の考え方	表の脚注にある「ユーティリティ単価は、当該四半期平均単価に従って変動する」とありますが、何の平均単価を指しているか教授願います。	水道、電気、ガス、下水料金のユーティリティについては、実際に発生した単価です。薬品及び熱量調整用プロパンガスについては、第2回質問回答時にお示します。
173	51	別紙4	7			サービス購入料A	平成25年度(平成25年4月～平成25年6月)の出来高、並びに平成23年度及び平成24年度分の出来高に係るサービス購入料Aの未払い分は、施設引渡し後速やかに請求書を提出し、市が請求書を受領してから30日以内に事業者を支払われるとの理解で宜しいでしょうか。	出来高検査及び建設業務完了書交付後、速やかに請求書を提出ください。適法な請求書受領後、30日以内に支払いがなされます。
174	51	別紙4	7			サービス購入料の支払方法(変動費サービス購入料)	市は、請求書受領日から30日以内に物価変動、インセンティブ及びベナリティの計算を行い、金額確定後30日以内にサービス購入料B(変動費)を支払う。とした場合、事業者からの請求書を受領後30+30で60日後の支払との理解でしょうかご教示願います。	サービス購入料B及びCについて、支払い時期を統一したいと考えますので、「金額確定後速やかに請求書を提出し、市は適法な請求書の受領後30日以内に支払う」という内容に修正します。
175	51	別紙4	7			変動費 サービス購入料C	7行目の「サービス購入料B」は「サービス購入料C」の誤記でしょうか。	誤記です。修正します。
176	53	別紙5	1			運営・維持管理期間中の業務水準低下に対する措置	「勧告を経て改善が認められない場合、市は事業者に対して、業務担当企業の変更請求を行うことができる。」とされていますが、第46条の「事業者は、運営・維持管理業務を運営・維持管理企業に委託し又は請負わせるものとし、運営・維持管理企業以外の第三者に、全部又は大部分を委託し又は請負わせてはならない。」と大きく矛盾する他、運営維持管理企業の名称は、本契約書の第1条(定義)に明確に記載されるようになっています。本項の削除を御願ひ致します。	事業契約書(案)のとおりとします。
177	53	別紙5	2	(1)		モニタリング実施計画書	市が作成するモニタリング実施計画書は、あくまでも「市が行う」モニタリングの方法等についての内容と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
178	53	別紙5	2			モニタリング実施計画書の作成	「市は、契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。」とありますが、契約後に市が一方的にモニタリングの実施内容を決定することは、モニタリングに係る費用が事業者負担となっていることから、契約上問題があると思われます。具体的なモニタリング項目(分析項目等)を入札前に提示し、それ以外の項目については市の負担とすることが適切と思われます。	事業契約書(案)のとおりとします。
179	54	別紙5	2	(2)	イ	モニタリング費用	ここでいう費用は、事業者が行うセルフモニタリングの費用と考えてよろしいでしょうか。	事業者が市のモニタリングを受ける費用及びセルフモニタリング費用は事業者の負担とします。
180	54	別紙5	2	(2)	イ	モニタリング費用の負担	「モニタリングに係る費用」として、具体的にどのような費用を想定されていますか。	事業者が市のモニタリングを受ける費用及びセルフモニタリング費用は事業者の負担とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
181	54	別紙5	3			業務水準低下に対する措置	事業者は、是正勧告後、14日以内に改善策を提出することが定められていますが、業務月報等のモニタリング用の資料の受領後、市が、いつまでに是正勧告を行うかの期限が定められていません。モニタリングの実施からは是正勧告を実施するまでの市の期限を明記願います。	定期モニタリング、随時モニタリングといったモニタリングの種類や事象にもよりますので、ここで厳密に定めることはしません。
182	55	別紙5	3	(1)	ウ	(4)事業契約の解除	「もしくは、上記(3)の手続きを経ても改善効果が認められないと判断した場合」については上記(3)(業務担当企業の変更)の手続きをとった時点からの期限は設定されていないのでしょうか。	状況により市が合理的に判断します。
183	55	別紙5	4			サービス購入料の減額	「軽微、中程度、重大」と抽象的な言葉でペナルティポイントが規定されていますが、具体的に例示していただけますでしょうか。このままでは、何でも軽微な未達としてポイントが加算され、減額されるリスクが高いと判断せざるを得ないため、可能な限り具体的にご提示下さい。	今回のペナルティポイントは一例として、 軽微とは、24時間未満施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 中程度とは、24時間以上施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 重大とは、施設の受け入れが停止した場合や公害防止基準に違反した場合等をいいます。 なお、詳細の判断は市が行います。
184	55	別紙5	4			サービス購入料の減額	累計ペナルティポイントの最低ポイントは、2ポイント以下ではなく、3ポイントという理解でよろしいでしょうか。 また、ペナルティポイントの具体的な判断基準をご教示ください。	お見込みのとおりです。 今回のペナルティポイントは一例として、 軽微とは、24時間未満施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 中程度とは、24時間以上施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 重大とは、施設の受け入れが停止した場合や公害防止基準に違反した場合等をいいます。 なお、詳細の判断は市が行います。
185	55	別紙5	4			サービス購入料の減額	ペナルティポイント(点数)について、「具体的判断は市が適宜行う」とありますが、具体性に欠けると思います。確認項目と未達条件を一覧にして入札前に明示願います。 明示されない場合、減額の判断基準が、契約時に於いて不明確であり、市のモニタリング担当者(15年間に担当者変更が十分に想定されます)の裁量で減額が可能となるため、事業契約上問題があると思われれます。	提案書と要求水準書、事業契約書を確認します。 今回のペナルティポイントは一例として、 軽微とは、24時間未満施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 中程度とは、24時間以上施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 重大とは、施設の受け入れが停止した場合や公害防止基準に違反した場合等をいいます。 なお、詳細の判断は市が行います。
186	55	別紙5	4			サービス購入料の減額	当該四半期ペナルティポイントの累計を行うとされていますが、ペナルティポイントは定期モニタリング時のみ付与されると理解してよろしいでしょうか？ 随時モニタリング等でも付与するのであれば、実施頻度が不確定なので、四半期毎のポイントの定量性に欠けるので、金額変更用いる指標としては不適切と思われれます。	随時ポイントを付与します。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答
187	55	別紙5	4			サービス購入料の減額	加算ポイントレベルにおける軽微、中程度、重大の判定基準若しくは具体例をご教示願います。	今回のペナルティポイントは一例として、 軽微とは、24時間未満施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 中程度とは、24時間以上施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 重大とは、施設の受け入れが停止した場合や公害防止基準に違反した場合等をいいます。 なお、詳細の判断は市が行います。
188	55	別紙5	4			サービス購入料の減額	加算ポイントレベルの判断基準として「軽微な」「中程度の」「重大な」という基準が示されておりますが、判断基準が曖昧ですので判断基準につき協議して頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	今回のペナルティポイントは一例として、 軽微とは、24時間未満施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 中程度とは、24時間以上施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 重大とは、施設の受け入れが停止した場合や公害防止基準に違反した場合等をいいます。 なお、詳細の判断は市が行います。
189	55	別紙5				サービス購入料の減額	加算ポイントレベルについては事業契約までに考え方の定量化について協議可能と解釈してよろしいでしょうか。	今回のペナルティポイントは一例として、 軽微とは、24時間未満施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 中程度とは、24時間以上施設設備の機能が停止した場合等をいいます。 重大とは、施設の受け入れが停止した場合や公害防止基準に違反した場合等をいいます。 なお、詳細の判断は市が行います。
190	56	別紙6	①			本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令	当該法令には、建築基準法や環境関連の法令も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。含まれない場合は、事業者に過度のリスク転嫁と史料しますので、その理由をご教示いただけませんかでしょうか。	含まれます。
191	56	別紙6				法令変更による費用の負担割合	④の場合には、事業者負担100%とされていますが、現実的に事業者側での想定ができませんので、負担割合については都度協議させて頂きたいと考えます。	事業契約書(案)のとおりとします。